

会員各位

一般社団法人 東京都新宿区四谷牛込歯科医師会

会長 入交



四谷牛込通信 9 月号

※令和 7 年度東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金の実施について

(歯科診療所：スケジュール予定)

- ・詳しくは 8 月 22 日に送付しました資料をご確認ください
- ・東京都による支援金 78,000 円 (歯科診療所)
- ・昨年度の 15 万円に引き続き、対象期間「R7.4.1～R7.9.30」として実施
- ・東京都から対象医療機関に対し、案内はがきが令和 7 年 8 月 15 日 (金) に発送済
- ・申請方法及びスケジュール (予定)

① J グランツ申請

(対象医療機関が J グランツ申請を希望する場合は、WEB 申込の必要はありません
のでご注意ください)

※ J グランツ申請フォーム (10 月 20 日 (月曜日) 締切)

10 月 1 日 (水曜日) に公開

J グランツ申請における web による事前申込は令和 7 年度より不要

10 月 1 日 (水曜日) 交付申請兼実績報告受付開始

10 月 20 日 (月曜日) 交付申請兼実績報告書提出期限

12 月以降 支援金支給

② 書面申請 (書面申請希望する場合の WEB 事前申込受付が開始しています)

8 月 18 日 (月曜日) ～ 9 月 16 日 (火曜日) 締切厳守

Web による事前申込開始

※ 申込内容の審査完了後、順次交付申請兼実績報告書提出の案内を送付 (印鑑証明書が必要)

※ J グランツ申請フォームと、書面申請用 web 事前申込フォームで申請フォームが
異なりますのでご注意ください。

書面申請用 web 事前申込フォーム (9 月 16 日 (火曜日) 締切)

<https://iryu-bukka.metro.tokyo.lg.jp/>

10 月 1 日 (水曜日) 交付申請兼実績報告受付開始

10 月 20 日 (月曜日) 交付申請兼実績報告書提出期限

12 月以降 支援金支給

※在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業

○詳しくは8月1日送信済のメールをご確認下さい。

[在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業|民間医療機関向け補助金概要|東京都保健医療局](#)

1 補助対象者

- ・都内に開設し、訪問診療を実施している病院、診療所及び歯科診療

2 対象経費

- ・訪問診療時のセキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る費用
対象となる防犯機器

(1) 防犯ブザー

危険を察知した際に大音量で周囲に知らせるための端末

(2) 防犯ボタン付きセキュリティ端末

位置検索機能及び緊急時における警備会社への通報機能を有する端末

(3) ボイスレコーダー

ハラスメント行為を録音するために使用する機器

※申請にあたっては補助対象製品のカタログ及び見積書（補助対象製品の金額がわかる資料）のご提出が必要になります。

※併給の取扱い

対象経費が重複する他の補助金等を受給する又は受給した場合は補助対象外となります

3 基準額及び補助率

基準額：1 医療機関あたり 10 万円

補助率：2 分の 1

※ **補助上限額は、1 医療機関あたり 5 万円になります。**

令和 7 年 8 月下旬～9 月上旬頃、交付申請受付開始予定

※別途ご案内いたします。

※本補助金の実施要綱及び交付要綱については、下記ホームページから御確認ください。

【保健医療局ホームページ】

(URL) https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/jigyo/h_gaiyou/iryo-bouhan

* 学 術 *

※東京女子医大口腔外科との画像コンサルト事業に参加されている先生方へ

- ・「画像コンサルトについて、以前より画像の容量の少なさが問題となっておりました。
- ・今回、box という女子医大で契約しているクラウドサービスを用いて追加で画像をアップロードできるシステムを作成いたしました。

※詳しくは7/8に送信しましたメールをご確認ください。

* 公衆衛生 *

- 1) 在宅歯科・かかりつけ歯科コーディネート報告書と医療連携調査票に該当する先生は、整備会時にご提出ください。

* 医療管理 *

* 保 険 *

1) 保険委員会（旧整備会）開催について

日 時：令和7年9月8日（月）

★午後7時30分までにご提出下さいますよう、ご協力をお願いいたします。

※オンライン請求に移行した場合、お手数ですが事務局にご連絡ください。

※10月整備会開催は令和7年10月8日（水）の予定です。

2) 光ディスク、紙レセプトで請求を続ける場合は、猶予届の提出が必要になります。

※昨年5月に、光ディスク等で請求を行っている医療機関が、その請求方法を続ける場合には猶予届出及び以降計画書の提出が必要となる旨、お知らせしているところですが、この届出等は、最大1年間の内容として定めるものであることから、原則として1年以内にオンライン請求に移行する計画とする必要となっております。そのため、現時点で光ディスク等による請求を継続しており、本年10月以降も光ディスク等を用いた請求を継続しようとする場合には、同8月31日までに届出等を提出する必要があります。（1年更新制）

※最悪の場合、全件返戻となる可能性があります、ご注意ください。

3) 各種指導について（新規・個別・集団個別・生保・監査）

※各種指導は対象医療機関には通知が郵送されます。

※カルテ指導、指導に立会います。お早めに事務局にご連絡ください。

※集団的個別指導の実施について

9月12日(金) 10時30分～12時00分（対象地区：新宿区）

日本教育会館 一ツ橋ホール

- ・対象者には、行政当局より個別に通知が発送されています、必ず必ず出席して下さい。
- ・無断欠席をした場合、個別指導に移行される可能性が高いです。
- ・対象数は約635件、平均点数の上位8%に該当

4) 施設基準の届出報告について【締切 令和7年8月29日（金）】

※各医院にハガキが来ているかと思えます

※毎年8月1日を基準日とし関東信越厚生局が各医療機関の施設基準の報告を求めるもの。

※各医院にてダウンロードし、記入し、郵送にて提出となります。

※届出ている施設基準でも今回報告義務があり、ほとんどの診療所に関係するのは

- 別紙様式5・【選定療養及び歯科衛生実地指導等の実施状況報告書（歯科）】
- 別紙様式27・【歯科点数表の初診料の注1及び歯科外来診療感染対策加算2の施設基準に係る報告書】

※報告書の提出先・問合せ先

関東信越厚生局 東京事務所

〒163-1111 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー 11階

Tel: 03-6692-5119

※詳しくは8/4.8/5送付のメールをご確認ください

5) 保険講習会のお知らせ

日 時：令和7年10月24日（金） 午後7時～

講 師：東京都歯科医師会 社保担当理事 岩崎 克彦 先生

開催場所：東京都歯科医師会館3階会議室

演 題：未定

6) 東京都生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金について（1施設・18万円）

○詳しくは8月4日（月）に各医療機関に来ているメールをご確認ください。

【支給対象医療機関】

※令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション

※本事業における、ベースアップ評価料の「届出」とは厚生局に書類が到達した日を指し、令和7年3月31日までに届出を行い、令和7年4月1日以降、書類の不備があつて返戻された場合や、審査支払機関から返戻された場合でも、最終的に受理されれば届出日に届け出たものと見なされます。

※令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下の業務効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか（複数可））に所要の経費に相当する給付金を支給します。

1、ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

2、タスクシフト/シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

3、給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

【東京都保健医療局ホームページ】

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/jigyo/productivity>

【資料のダウンロード用URL】

資料のダウンロードは、以下のリンクからお願いいたします。

https://i02.smp.ne.jp/u/download/tokyo_productivity.zip

【申請フォーム及び書類提出先】

(1) Jグランツによる申請

以下のURLからJグランツにログインし、Excel様式を申請（アップロード）してください。（印鑑証明書は不要です）

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDU2TMAX>

(2) 申請フォーム入力後、送付されるPDFを印刷しての紙申請

Jグランツでの対応が難しく、紙申請を行う場合は、以下のURLから申請フォームに必要事項を入力し、後ほど事務局より送付されるPDFを印刷し、押印の上、印鑑証明書及び口座情報が確認できる書類と併せてご提出ください。

ア. WEB 事前受付フォーム

<https://c018e407.form.kintoneapp.com/public/tokyo-productivity>

イ. 書類提出先

〒137-8691 新東京郵便局私書箱 106 号

東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金 事務局 宛

【申請期限】

(1) 交付申請：令和7年12月31日（水曜日）

※申請内容の審査は月毎に実施しております。

早期の申請により補助金の支給時期も早まりますので、

お早めの申請をお願いいたします。

(2) 実績報告：令和8年2月28日（土曜日）

【お問合せ先】

東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金 コールセンター

電話：0570-018-085（平日9時～17時）

メール：tokyo_productivity@jtb.com

7) 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

- ・これまで基本診療料や特掲診療料の施設基準の届出については、関東信越厚生局東京事務所に届出後、施設基準の要件を満たしていれば、受理後、受理番号や算定開始年月日等の通知（受理通知）が郵送されておりましたが、令和7年8月算定分の届出から受理通知の郵送は行われず、関東信越厚生局 HP での確認となりました。

8) ベースアップ評価料の「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」の提出について

令和7年度に「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」の提出必要の有無

①令和6年度内にベースアップ評価料の算定を開始した医療機関

- ・令和6年6月から令和7年2月までにベースアップ評価料の届出を行った場合
- ・令和7年3月1～3日に届出を行い、令和7年3月から算定を開始している場合も含む

↓

※令和7年6月30日までに令和7年度分の賃金改善計画書

※令和7年8月31日までに令和6年度分の賃金改善実績報告書 を提出

②令和7年度からベースアップ評価料の算定を開始した（する）医療機関

↓

※令和7年度内に追加で提出する書類は無し

【補足】

- ・①も②もベースアップ評価料は令和7年4月以降も引き続き算定することが可能
- ・ベースアップ評価料（Ⅱ）届出している場合は、上記とは別に3か月ごとに区分変更の確認必要

※歯科外来・在宅ベースアップ評価料の算定実績の提供について

賃金改善実績報告書の項目において、評価料算定期間における評価料収入の実績額を記載することとされていますが、社保および国保に請求レセプトをもとに集計した評価料収入実績額について参考値として提供されます。

詳しくは7/18送付のメールをご確認ください。

9) 歯科用貴金属材料の材料価格改定について

- ・令和7年9月1日から適用
- ・配布資料【社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)(4)R7.9月1日実施】をご確認お願い致します。
- ・レセコン業者にご確認ください。

10) マイナ保険証や資格確認書、スマホ搭載について

※国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者の健康保険証は、令和7年7月31日以降順次満了となります。それに伴い、7月31日前後で、マイナ保険証や資格確認書の利用者が急増することが予想されます。

※健康保険証の有効期限は最長でも令和7年12月1日までです。

※令和8年8月現在、「スマホ保険証」の実証事業が一部の医療機関等で実施

スマホ保険証は、令和7年9月末頃を目途に、準備の整った医療機関から順次稼働開始(導入は任意)となる予定ですが、患者が全ての施設で既にスマホ保険証を使用できると誤解し、マイナ保険証等を持たずに来院するケースが見受けられるようです。

については、窓口での混乱が生じないよう、「現時点ではスマホ保険証に対応していない」旨をお知らせするためのポスターを作成しましたので、是非ご活用ください。

詳しくは8/8送付のメールをご確認ください。

*** 広 報 ***

1) 2025年四谷牛込歯報第18号を発刊いたしました。

先月の7月8日(火)に配布しましたので、是非ご一読ください。

*** 厚生文化 ***

1)

*** 会 計 ***

1) 令和7年9月1日(月)に、令和7年8月分の月会費を口座振替させていただきます。

口座振替日の残高不足にご注意をお願いいたします。

振替不能の際は、整備会までに下記口座にお振込みください。

お振込先：一般社団法人 東京都新宿区四谷牛込歯科医師会

みずほ銀行 飯田橋支店 普通 2572593

*** その他 ***

1)